

(裏面)

記入要項

- この調査は、請求者から認定請求のあつたときに作成し、認定請求書に添付して都道府県知事に進達するものであること。
- ②③④⑫及び⑭の欄の種類については、下記の「公的年金の種類」、「遺族補償の種類」から該当するものの符号を記入し、その記号番号及び支給開始年月日等を記入すること。
②の欄の「ア」に該当する者は、保険料の納付(免除)状況の欄に納付(免除)の期間等詳細に記入すること。
- ⑤の欄は、児童の父若しくは母又は養育者の配偶者の氏名及び死亡者と児童又は請求者との続柄を記入すること。
- ⑥のその他の欄は、業務上又は病死以外の原因で死亡した場合にその理由を「戦死」、「交通事故」等と記入すること。
- ⑨の欄は、死亡者の死亡前の勤務状況を死亡前5年間についてできるだけ詳しく記入すること。

公 的 年 金 の 種 類	イ	障害福祉年金又は老齢福祉年金
	ロ	イ以外の国民年金
	ハ	厚生年金保険の年金
	ニ	船員保険の年金
	ホ	恩給
	ヘ	国家公務員共済組合の年金
	ト	条例による地方公務員の年金
	チ	地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金
	リ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
	ヌ	公共企業体職員等共済組合の年金
	ル	農林漁業団体職員共済組合の年金
	ヲ	国会議員互助年金
	ワ	日本製鉄八幡共済組合の年金
	カ	執行官の恩給
ヨ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金	
タ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金	
レ	未帰還者の留守家族手当又は特別手当	
ソ	労働者災害補償保険の年金	
ツ	国家公務員災害補償制度の年金	
ネ	公立学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金	
ナ	地方公務員災害補償制度の年金	
遺 族 補 償 の 種 類	イ	労働基準法による遺族補償
	ロ	国会議員法による災害補償
	ハ	船員法による遺族手当
	ニ	災害救助法による遺族扶助金
	ホ	労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償
ヘ	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付	
ト	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付	
チ	証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付	

○児童扶養手当遺棄の認定基準について(通知)

昭和五十五年六月二十日 児企第二五号
各都道府県児童福祉主管部長宛 厚生省児童家庭局企画課長通知

[改正経過]

一 一部改正(昭和六一年五月六日児企第一九号)
今般、児童扶養手当の支給事由の一つである遺棄の認定基準について別紙のとおり定めたので御了知のうえ今後の認定に当たつて参考とされたい。

別紙

第一 基準

「遺棄」の認定基準については、父が児童と同居しないで監護義務をまったく破棄している場合をいうものである。

第二 解説

1 父が児童を遺棄しているか否か判断するに当たつて父が児童と同居しているか否かが一つのポイントとなる。同居している場合は、遺棄に該当しない。

しかし、別居していれば直ちに遺棄に該当するものではない。すなわち、出かせぎ、入院等特定又は不特定の期間、就労、事業、療養等のため別居しているが、目的達成後帰来することが予定されている場合には遺棄に該当しない。

2 監護とは、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮

第一章 児童扶養手当 児童扶養手当遺棄の認定基準について(通知)

していることをいい、同居しているか別居しているかは問わない。同居の場合には、監護していると考えられるが、別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡等があれば監護しているものと考えられる。

3 父の居所が判明しているか否かは遺棄の判断に当たつて一つのポイントとなる。
父の居所が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず見えず不明である場合は、他の要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられる。しかし、父の居所が判明している場合であっても遺棄に該当する場合は考えられる。すなわち、妻が子を連れて家出した場合であつて、父の酒乱、暴力行為、女性関係、犯罪行為、サラ金借金、キャンブル狂等のため、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思(将来意思を含む)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられる。

これに対し、父に監護意思がある、あるいは離婚する意思がないにもかかわらず、母が性格の不一致、あるいは他に男ができた等の理由により子を連れて家出した場合は遺棄に該当しないと考えられる。

4 妻子が税法上の扶養親族の取扱いを受けているか否かは遺棄の認定に当たつて一つのポイントとなる。すなわち、父が家出し行方が判明している場合、妻子が扶養親族の取扱いを受けておれば、父の扶養意思を推定できるので一般的には遺棄と認められない。

しかし、母が子を連れて家出した場合で、その原因が父の酒乱、暴力行為、女性関係、犯罪行為、サラ金借金、ギャンブル狂等であつて父の監護意思が客観的に認められない場合には、たとえ税法上扶養親族の取扱いを受けているとしても遺棄に該当すると考えられる。

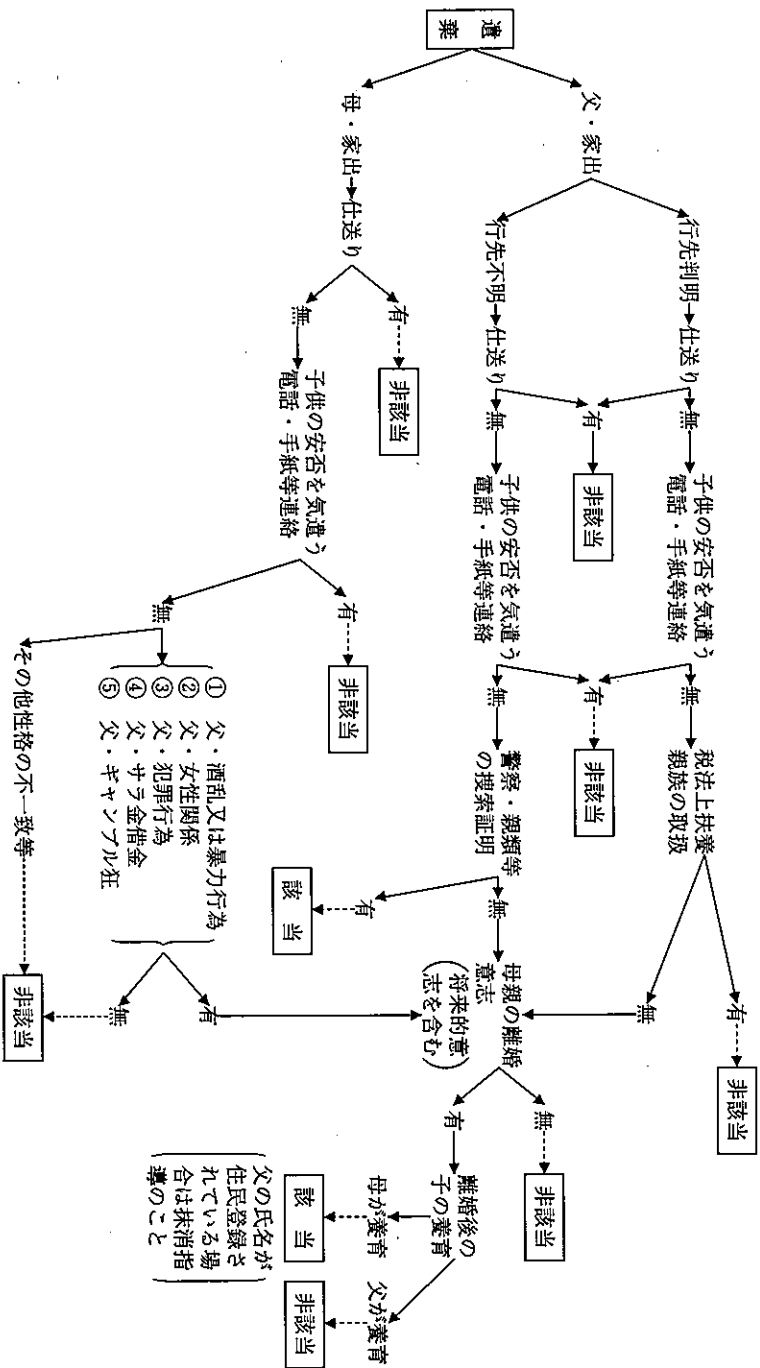
なお、生活保護を受給しているか否かについても、受給中の場合には父から遺棄されている可能性が高いと思われるので遺棄の認定に当たつて一つの判断材料となり得る。

5 遺棄の一般的なケースを図示すると別添1のとおりとなるので、遺棄の認定に当たつて参考とされたい。ただし、遺棄のケースはこれにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、この図を単に機械的に適用するのではなく事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。

第三 事務処理

- 1 市町村の事務担当者は、遺棄を理由とする手当の請求があつた場合には、別添2の第一号調書を請求者に記入させ、これを認定請求書に添付して都道府県に提出すること。
- 2 遺棄を事由として手当を受給中の者で第一及び第二に述べた遺棄の認定基準に明らかに該当しないと認められるものについては、職権でもつて受給資格の喪失処分を行うこと。

別添 1



第 1 号 調 書

別 添 2

項 目	内 容
父親と対象児童との関係	1. 実父 2. 養父 3. 認知した父
区 分	1. 父親が家出 2. 母親が家出
別 居 の 時 期	昭和 年 月から
父親の行方の状況	1. 不明 2. 判明（住所： 電話： ）
仕 送 り	1. 有り（昭和 年 月頃まで） 2. 無し
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1. 有り（昭和 年 月頃まで） 2. 無し
警察・親類等への捜索依頼	1. 有り（昭和 年 月 警察署届出） 2. 無し
生 活 保 護	1. 受給中 2. 申請中 3. 受給していない
母親の離婚の意志	1. 有り 2. 無し 3. 現在はないが将来は考えたい
離婚後の子どもの養育	1. 母 親 2. 父 親
父親の酒乱又は暴力行為	1. 有り 2. 無し
父親が他に女性関係	1. 有り 2. 無し
父親が犯罪行為	1. 有り 2. 無し
父親がサラ金業者から借金	1. 有り 2. 無し
父親がギャンブル狂	1. である 2. でない
父親の住民登録	1. 有り 抹消予定（昭和 年 月 日） 2. 無し
そ の 他 参 考 事 項	
上記のとおり、相違ありません。	
昭和 年 月 日	
氏 名 ㊟	
受付年月日	昭和 年 月 日
市町村担当者 氏 名 ㊟	

（注）申請者は記名押印に代えて署名することができます。

○児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う留意事項について

平成十年六月二十四日 児家第三七号
各都道府県民生部 局長宛 厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知

今般、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第二二四号）により児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四〇五号）が改正され、母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童であつて父から認知されたものを養育する場合においても児童扶養手当が支給されることとなつたことに伴い、児童扶養手当の認定請求に係る手続を、今般下記のとおり改めたので、今後の事務処理に当たつて留意するとともに、管下市町村に対する指導徹底につき特段の御配慮を願いたい。

おつて、昭和五十五年十月十八日付児企三九号通知「未婚の母子及び事実婚の解消を支給事由とする児童扶養手当の申請手続について」は、廃止する。

記

1 事実婚の解消及び未婚の母子を支給事由とする場合の申請手続きについて

- (1) 事実婚の解消及び未婚の母子を支給事由として児童扶養手当の認定請求があつた場合には、市町村においては、申請者に別添の

調書に必要事項を記入させ、これを認定請求書に添付して都道府県に進達すること。

- (2) この調書により支給要件について疑義がもたれたケースについては、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努められたること。

2 留意事項

- (1) 市町村においては、事実婚状態にある者については、児童扶養手当の支給対象とならないことから、本調書は支給要件の確認に必要なものであることを、申請者に対し、十分説明すること。
- (2) 調書の記載事項は、個人の秘密に係る事柄であるので、調書の取扱いについて、十分配慮すること。
- (3) なお、父母が婚姻（事実婚を含む。）を解消したこと又は未婚の母子であることを事由として児童扶養手当を受給する場合については、児童の父からの当該児童に対する養育費の送金又は児童と当該児童の父との面接交渉があつても、そのみをもつて受給資格に影響を与える事項には当たらないので、念のため申し添える。